

埋蔵文化財の活用を果たす地域研究の役割

奈良大学教授 坂井秀弥

〔日時〕 平成30年8月31日（木）

〔会場〕 横浜情報文化センター

はじめに

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました奈良大学文学部文化財学科の坂井と申します。よろしくお願いします。まず、若干自己紹介をしておきます。私は昭和30年（1955）生まれで62歳になりました。公務員であれば1回退職して再任用とかそういう立場になっていますが、大学にいますので65歳まで一応勤められるというので、あと2年半くらい残っています。私の出身は新潟なのですが、大学は関西に6年間いまして、その後、新潟に帰りまして、13年間新潟県教育委員会で仕事をしました。最初の10年はほぼ現場の担当で遺跡の発掘と報告書をつくるというのが大きな仕事でした。その後、県庁に異動しまして、いわゆる調整業務を3年間やりました。その後、平成5年（1993）から文化庁の記念物課に異動しまして、初めて東京生活というものを16年過ごしました。

大学教育と人材育成 平成21年（2009）の4月に奈良大学に移ってから今年で9年経ちます。大学というのは行政と環境が違って戸惑うことが最初多かったのですが、大学で学生を教えている間に、大学で埋蔵文化財の人材を育成するというのは大学だけではできないのだということを初めて実感しました。それは、考古学の勉強とか、文化財の保護というものは、教室の中だけでは絶対に教えられないということです。基本的な知識は教えられても、おもしろさとか感動といったものは、現場で経験することが多いからだと思います。実習もやりますが、やはり期間も限られますし、うちの大学は学生が多いので考古学実習でも発掘実習はやらないのです。うちの学生は結構行政の現場にアルバイトに行っていますが、そういう場の重要性がかなり大きいと思います。そこで出会う先輩たち、担当者の人たちと、遺跡の発掘をしながら、遺跡ってこんなにおもしろいとか、難しいところもあるとか、生き生きとした先輩たちを見て自分もこんなふうになりたいと思うのが、恐らくこの仕事に就きたいと思う大きな動機なのだろうなと感じます。恐らくここにおられる方々もそういう経験を踏まれていると思います。

私が奈良大学に移ったころは、埋蔵文化財行政職の採用が全くありませんでした。しかし、5年くらい前からかなり採用がふえてきています。いろいろなところから、「奈良大学で受ける人はいませんか」という電話やメールをいただくのですが、逆にこの仕事を目

指す人が少ない。そうは言われても、人材育成は大学だけでやることには難しい現実があります。そこで、2年前に奈良大学で考古学協会を開催したとき、私と大阪大学の福永先生と2人で「大学教育と文化財保護」という分科会を持ちまして、今まで半世紀くらい積み重ねてきた文化財保護の成果を次の世代に渡すには、大学だけが人材育成をするのではなく、行政の皆さんにもこの危機感というか、現実を共有していただいて、何らかの取り組みを始めたいという思いでした。

文化庁説明会と近畿地区大学協議会 ちょうど昨年(2019年)の1月になりますが、文化庁と奈良大学が共催で学生向けの説明会を開催しまして、近畿の学生が250人くらい集まって、教員も結構集まりました。多くの大学の教員と学生が顔を合わす機会はめったにないなかで、これは大変有意義な催し物、イベントだと考えました。近畿地方では25の大学で考古学の講座をもっていますので、文化庁に頼らず、その教員たちと大学間の連携をまずつくりました。近畿地区大学考古学連絡協議会です。今年の1月、大学だけではなくて行政と一緒に、三重県を含めた2府5県と一緒に学生向けの文化財担当者の説明会を開いて、200人くらい集まって大きな成果がありました。

関西、近畿の大学でまずは横の連携もつくっていきながら、今後の考古学教育ですとか、文化財保護で活躍する人材を継続的に育てていきたいと、今思っているところです。今日はそんなこともちょっと頭の片隅に置きながら、このテーマをお話しします。タイトルは森さんからいただいたタイトルをそのまま使いまして、ただ、私自身の今思っているところも少しありますからびったりといかないかもしれませんが、話を進めたいと思います。

1. 埋蔵文化財保護とその活用の意義

まず、埋蔵文化財の活用にあらず地域研究の役割ということについてお話いたします。全体が4つの構成になっていまして、1が埋蔵文化財保護とその活用の意義、その次の2が日本の文化財保護体制とその特質、それから、3が埋蔵文化財保護と地域研究、そして、最後の4が文化財の本質と活用に必要な研究ということで、これまで40年くらい、私が文化財や考古学にかかわってきた中で思っている、現時点でのことをお話ししたいと思います。

埋蔵文化財保護の意義 まず、埋蔵文化財保護とその活用の意義ということです。遺跡の多くは、全部ではありませんけれども、文化財保護法上、埋蔵文化財として国民共有の財産として保護されています。文化財保護法の第2条に、文化財の定義が書いてあります。皆さんご存じでしょうか、文化財は6種類に分かれて定義されていますが、埋蔵文化財というのはそこに入らずに、後に土地に埋蔵された文化財という定義がされている、ちょっと異質な置かれ方をしています。埋蔵文化財は文字や記録から知ることができない我が国と各地域のかけがえのない歴史や文化について豊かに物語るからだというふうと考えられると思います。

戦後、遺跡が重要な意義をもったというのは、昭和22年、23年に終戦直後に発掘された静岡県登呂遺跡の発掘調査ですとか、昭和24年の群馬県の岩宿遺跡、こういった遺跡の発見が国民の大きな関心と呼ぶこととなり、恐らく、埋蔵文化財の意義が文化財保護法に書き込まれる背景になったと想像しています。それは、敗戦で歴史を失った国民が拠り所のない中で、土の中から出てくる遺跡が自分たちの祖先の歴史を物語るという確かな手ごたえが、恐らく国民に深く受けとめられた結果ではないかと思います。おもしろいことに、戦後直後は発掘、乱掘というのでしょうか、それぞれの地域でかなり発掘というものが行われていて、学校教育でも遺跡の発掘とか遺跡の踏査みたいなことが指導要領のようなものに書かれているということがあります。ひもとくと非常におもしろい。

埋蔵文化財調査と国民の負担 日本の文化財制度は、基本的に保護の対象を指定、あるいは選定という行為で厳密に、厳格に定めていきます。史跡であれば、保護する土地がどこまでなのか、きちんと線引きをしていきます。その土地を、同意をとりながら指定するという事で保護する。曖昧さはないですね。指定地を一步外に出れば許可は要らないけれども、その史跡の中であれば現状変更の手続きが必要であると、そういう指定の仕事を経験した人はわかると思いますが、かなり大変な仕事を伴います。

その一方で、埋蔵文化財は、周知されているというのが要件ですから、指定に比べてはるかに手続が簡単になっています。定義にも曖昧さがあります。法律上はきちんと書いていないので、行政的には文化庁の標準などで、どういうものが対象かというのを示してきたということです。その柔軟さゆえに、現在、文化庁の統計調査では46万カ所でしょうかね、30年くらい前は30万カ所くらいだったのですが、周知の埋蔵文化財包蔵地がぐんぐんふえていって、発掘調査は毎年8000件も行われている。この背景は、こうした埋蔵文化財の特性にあるということが言えると思います。

毎年の埋蔵文化財関係統計資料によると、現在、発掘調査の経費はピーク時の半分以上です。平成9年の1320億円が、今は600億円くらいに減少しています。しかしながら、この水準でもなお世界屈指の水準であるといえます。国民1人当たりの負担額でいうと、今、世界一はオランダになっているという話ですが、金額からすると日本はトップであって、極めて発掘調査を一生懸命やっている国であるということです。この費用負担はほぼ世界共通で事業者負担ということでやっていますので、直接的には開発事業者が負担することになります。

しかし、突き詰めて言うと、公共事業が85%くらいですから、税金がかなり投入されている。それは、直接的には国民が負担していると言っていいだろうと思います。これだけの金額、600億円という額は、国民1人が大体500円ずつくらい負担する金額です。500円というと国立博物館の入場料がそれくらいですので、全員がそれくらいの負担をしているということになります。だから、結構負担をしていると言え言える。これまでを累計すると、12～13年前は累積すると2兆円と言っていたのですが、その後を入れると今3兆円近くになっているのではないかと思います。道路建設等の費目に比べれば極めて少ないことは

事実ですが、結構なお金が使われているということです。このことを国民がきちんと理解して協力してくれなければ、この仕組みは十全に機能しないということです。

それから、もう一つ。これは当たり前のことですが、埋蔵文化財というのは保護の対象にされているといいながら、発掘調査をすればそれを壊してもいいということになっているということです。したがって、記録保存の調査だけをしていると遺跡は残らないということになりますので、確実な保存を図るために史跡指定をするということになります。今、指定件数は1800件くらい、毎年20件か25件くらいが新たに指定されています。これには地域的な偏りもあるのだと思うのでその辺は問題がありますが、着実に遺跡の保護が進んでいるといえます。

国民の理解と地域研究 埋蔵文化財の意義を広く理解していただくということが極めて重要ですので、その理解を得るためには保存された史跡とともに、これまで蓄積された膨大な記録保存の調査成果を加えて活用を十分図ることが必要です。活用というのは、そもそも文化財の意義について、その恩恵を国民の皆さんにあまねく享受してもらおうというのが活用の意味なのだろうと思います。したがって、そもそもこういう記録保存の調査を続けるためには、その活用を通じてその意義を理解してもらおう。やっぱり遺跡や文化財って大事だ、すごい、ということを感じてもらおうことが極めて重要だということです。

多くの人は専門知識を持っていませんので、それが何年前だとか、どういう時代の、どういう中でつくられたものだとか、その時代の人はどういう生活をしていたかということとはあまり理解されていませんので、それを専門家がきちんと研究をして説明することが大切です。そうしたことにより初めて多くの人が、遺跡から地域の歴史や文化を知り、過去の人々の営みを感じるものです。重要なことは、この現代に生きている私たちと同じ人びとが、過去にこの地で生活していたとか、営みを続けてきたということを肌で感じられるような感覚を持てるかどうかです。文化財というものは、私は、今の我々と過去の人びとがつながりを持ち、そのつながりを通じて文化財は大切だという思いを持ってもらうことが大変重要だと思います。そういったことを行うためには、やはり専門家がその時代・社会のことを研究して伝えることが重要だと考えます。市民と地域の文化財とをつなぐためには、専門家による調査・地域研究が不可欠であるということになります。

2. 日本の文化財保護体制とその特質

発掘調査と地方自治体の専門職員 埋蔵文化財を担当する埋蔵文化財専門職員は、47都道府県と市町村の3分の2に、今約5700人が配置されています。広域の自治体である都道府県はともかく、市町村の3分の1には専門職員がいないわけですが、3分の2に配置されているということは、これは極めて重要なことでして、日本の体制の大きな特徴だと私は思います。海外の体制をいろいろ見ていくと、隣の韓国は地方公共団体、自治体にほとんど文化財の専門職というのがいないです。発掘調査は財団が行っている。しかも、地域に根

差さない財団が調査をしている。日本とある程度共通したところもあるイギリスは、都道府県に当たるところには専門職員が数人います。市町村に当たるところにはほとんどいないというのが実態でして、日本にこれだけの市町村職員がいるということは極めて特筆すべきことだと私は思っています。

発掘調査は、日本では、国が奈良の宮殿と一部の遺跡を掘っていますが、基本的に都道府県と市町村が発掘調査をするということで今日まで来ています。これは、直接的には1965年、昭和40年の文化財保護委員会と、日本住宅公団との覚書によっている。その前の年には、文化財保護委員会から各省庁への依頼文があり、開発事業者が各地の教育委員会に発掘調査を委託するという方法がとられました。しかし、その当時、専門職員は地方にはほとんどいない状況でその方針が明確になったことにより、専門職員が配置されてきたということになります。

地域によっては、現在かなり民間の調査組織が入っているところもあるわけではありますが、多くは専門職員が地域のさまざまな時代、種類の遺跡を発掘調査しているのが一般的です。これが日本の埋蔵文化財保護行政で重要なところだと思います。職務として地域のさまざまな種類の遺跡を発掘調査して、その積み重ねを通じて遺跡の通史や地域史の専門家が育っていく。かつての郷土史家という人は、今はもうほとんどいない状態ですが、地域の歴史をだれが語れるかという、文化財担当者しかいないというのが私は現実だと思います。大学にも研究者がいますから文化財担当者だけではないのですが、大きな役割を果たしているのは地域史研究者である文化財担当者だと思います。

市町村主体の文化財保護 国の史跡ですが、一部の大規模な史跡を除くと、指定のための調査・研究、指定後の調査、整備、復元、保存、管理、活用、こういった諸々のことは市町村が担当するというのが日本の文化財行政の大きな特徴です。国が指定をして、財政的な援助や支援はするのですが、基本は市町村がこういった様々な役割を果たす。多賀城とか大宰府とか、大規模史跡と呼んでいるものは都道府県がやっている場合もあるのですが、1800もある史跡の多くは市町村が担うということが基本です。

昭和40年以降、専門職員がまず配置されたのは都道府県です。これは、開発が一気に進んでいったからでして、記録保存調査に対応するために職員配置が進んだという側面があります。都道府県では人件費を事業者側からもらうというケースがかなり多かったのに対して、市町村では、きちんと自前で職員を置いて、みずから自律的にやっています。この市町村がうまく機能しないと日本の史跡は成り立ちません。恐らく文化財保護行政は市町村が主体であり、都道府県はそれをきちんと支援できるかどうか大きな役割ではないかと私は思います。

国主導で文化財保護に取り組む国もあります。韓国は史跡については国主導です。中国も体制からいってそうで、ヨーロッパに行くとイタリア、フランスなども国主導ですが、日本は市町村主体でやっているというのも大きな特徴であろうと思います。

もう一つ日本の特徴があります。市町村の担当者の皆さんは、埋蔵文化財以外のことも

担当している方々が多いと思います。文化財の専門職員といったらほとんど埋蔵文化財の専門であることが一般的で、建造物であろうがカモシカであろうが、民俗であろうが、さまざまな文化財を総合的に、考古学専門の埋蔵文化財専門職員が担当しているというのも、日本の大きな特徴だと思います。韓国などに行って話を聞くと、日本のような考古学偏重の体制だとほかの分野から文句が出るというふうな話を聞きます。坪井清足先生が存在が大きいかもしれませんが、日本では昭和40年にいち早く考古学と文化財というものを結びつけて、その保護のために考古学があるといいますか、考古学が研究一辺倒ではなく、文化財を守るためのものであるという認識を持つことに繋がったのかもしれませんが。

文化財とまちづくり 発掘によって得られたさまざまな成果は、行政主体の保護体制であるからこそ地域の行政施策に反映しやすいということがあるだろうと思います。遺跡の整備・活用や、それを他の文化財とともに地域づくり、まちづくりにつなげることができれば、人々が文化財の恩恵を日常的に感じるようになります。今、この地域づくり、地域振興、まちづくりは、観光振興とともに日本の全体社会の中で、政府の中で特に強い意識をもたれているのかもしれませんが、それはそれで結構なことだと思うわけです。

「地域の文化財を慈しみ、我が町をはぐくむ」。これは、私が文化庁にいた45歳くらいのときに、自分のやっている仕事は何だろうと思ってこの語句を考えたのです。私は、若いころは文化財でまちづくりなんていうのはほとんど思いませんでした。遺跡を掘っていればおもしろいし、いろいろなことがわかる。そんなふうに思っていたのが、仕事を続けていくうちに、世の中の変化もあったのかもしれませんが、自分の仕事が地域社会の将来につながっていく仕事であるということを認識することができて、それはすごく幸せな仕事なのだというふうに思うようになりました。こういったことを最近実感することが非常に多いのです。

3. 埋蔵文化財保護と地域研究

(1) 職務としての調査と個人研究の履歴

次に参ります。埋蔵文化財保護と地域研究です。まず、私自身のことを少し話したいと思います。先ほど申し上げたとおり、私は1980年から1992年度までの13年間、新潟県教育委員会に在職しておりました。最初の2年ちょっとは嘱託をしまして、その後、発掘調査がふえる中で正職員にうまく採用してもらいました。それから、もう一つつけ加えておきますと、私は大学院の2年間は兵庫県の宝塚市で嘱託をしていました。勤労学生をしまして、後々考えると市町村での職務体験というのは非常に大きなものがあります。都道府県と市町村はかなり違うというのは、新潟県で仕事をするようになって、自分が2年間いた宝塚市と比べてはじめて知りました。県に入ると発掘調査をやるのが自分の仕事になって、365日、極端に言うと毎日考古学をするのが県かなと、そんなふうに思ったことがあります。

発掘調査と地域研究 最初の10年は発掘調査と報告書をつくることを担当いたしました。表を載せてありますが、私が新潟県に入ってから最初の7年くらいのことを記載しています。ここには発掘した遺跡すべては書かれていません。最初の年は縄文時代中期、大木の9式、10式くらいから後期の初頭くらいのすごく大きい城之腰遺跡という縄文時代の遺跡を、高速道路のパーキングエリア建設に伴って発掘しました。

第1表 新潟県での担当遺跡と担当論文

	おもな担当遺跡名	おもな研究論文
1980	栗原遺跡（重要・古代・官衙）～1983	1982「越後の灰釉陶器」
1982	内越遺跡（弥生、報告書のみ） 今池遺跡群（古代・官衙）	1983「越後における7・8世紀の土器様相と画期」 1983「新潟県上越市本長者原廃寺の再検討」
1984	一之口遺跡（古代・集落）	1985「頸城平野古代・中世開発史の一考察」
1985	番場遺跡（中世・集落） 坪ノ内館跡（中世・居館）	1985「越後の弥生後期についての覚書」 1987「中世小木城下の復元」
～1987	山三賀Ⅱ遺跡（古代・集落）	1987「律令期の須恵器系譜」

4月に就職して10日くらいで現場に行ったら、現地は雪が1メートル50センチくらい。ブルドーザーで除雪して発掘したのですが、雪が周囲に山になっていますから、そこから水が垂れてきて仕事にならない、泥だらけになるという、いやー、全くとんでもないところに来てしまったなど、自分の出身地でありながらそんなことを思いました。あとは、古代の遺跡や中世の遺跡を担当することが多かったわけです。私はそんなに発掘担当をしたのは長くなくて、山三賀遺跡^{やまきさんが}というのは1987年まで掘りましたが、これが最後の私の担当した遺跡になります。やはり発掘調査は、記録保存調査ですが、かなりの面積をバイパスや高速道路で掘りますので得られることはすごく多いわけです。それまであまり掘ってなかった地域の中にバイパスとか高速道路が通っていくと、あたかもその地域にトレンチが入っていくようにいろいろなことがわかっていく。土器なども、それまでほとんど編年みたいなものもなかったのですが、私自身がやったのは、弥生の後期から16世紀くらいまでの土器は一応順番に並べてみて、新潟ではこんな変化があるのだということがこうした調査でわかりました。

私自身は、報告書はすごく大事な、一番基本になるものだと思っています。幸いにも新潟は雪で12月から3月まで現場をやりませんので、その期間で頑張ると報告書がある程度できることもあって、報告書をじっくり作ることができました。私がその中で感じたのは、現場と整理の担当者は遺跡をじかに発掘して解体していきます。本当に日々それを経験しながら、現場が終われば土器を日々観察しながら実測したり、パートのみなさんが実測したものを自分で手直ししたりする中で、土器を見ていくといろいろなことがわかるわけで、

それをきちんと報告書の中でまとめる、整理するというのが担当者の責務ではないかと思ったところです。

報告書は事実記載だけでいいという極論というか、そういう考えの人もいます。報告書が事実記載だけなら、それを使う人はどうするかというと、例えば、土器がたくさん出ている住居址があれば、出土土器の図面をコピーして、一つ一つどっちが新しいとか古いとか検討しながら編年をつくり遺跡の変遷をたどるしかありません。しかし、そんなことは発掘した人は日々見ている中で感じていることであって、それを担当者がきちんと提示する。それをするによって初めて調査成果というものが多くの人に使えるものになるのではないかと思います。報告書で書けなかったことや、報告書に書くにはふさわしくないことは、幾つかの論文に書きました。

開発調整と地域研究 その後、3年間、県庁で調整を担当しました。2つの大きな遺跡の保存問題がちょうどその3年間に起こりました。1つは、いま新潟市に合併された新津市のあるつはちまんやま古津八幡山遺跡という遺跡でして、もう1つは、いま長岡市に合併された和島村のはちまんばやし八幡林官衙遺跡。この2つの遺跡は、現在ではいずれも国の史跡になっています。

八幡山遺跡というのは、高速道路の土取りで全て山が崩されるということでした。私が1週間、分布調査に行きまして、1カ所だけ製鉄遺跡が見つかったのが、130ヘクタールくらいの事業地の中で毎日毎日漆にかぶれながら山を分布調査していくと、鉄滓があちこちに落ちている。それから、山城だと言われていたところも、前の週に担当した人がトレンチを入れていて、断面をよく見ると上のほうにきれいな盛り土があって、その下に包含層がはっきりと入っていました。そこから出土した土器を見ると、縄目がついている。これは縄文土器かな、と思うところですが、違うのです。東北の天王山式系の弥生後期の土器でして、そうすると、この上にある山城とされているものも、古墳ではないかと思いました。簡単に平板で地形測量をすると、直径55メートルくらいの円墳にみえてくる。ちょうど半月形にめぐる堀もあるのです。そこで初めてこれはでかい古墳だということがわかった。それくらいの大きさで新潟県最大なのかと言われるとそうですが、新潟県では最大の古墳であることがわかって、しかも、その下に見えていた天王山の時期は弥生後期で、その時期の大規模な高地性集落が広がっているということがわかったのです。地元の新津市は、そのころはどこもそうでしたが保存に消極的でして、それでも、これは何とか残さないと、ほかのどんな遺跡も残せないのではないかという危機感を持って調整に当たったところ、いろいろな人の理解もあって保存することができたというものです。

それから、八幡林官衙遺跡というのは古代の官衙遺跡ですが、「沼垂城」と書いた木簡が出て大騒ぎになりました。新潟県で一番有名な歴史上の施設は「沼垂城」です。それを書いた木簡ですから、これは大騒ぎになりました。国道バイパスの橋脚がすぐそこまできていて、さあどうするかということになったのです。結局は、トンネルにしてもらって残すことができたのですが、こういった調整の経験で感じたのは、やはり遺跡をどう見るか、その地域にとってその遺跡はどういう意味を持つか。古代史上最も県民に知られてい

る施設が書かれた木簡が出ている。この遺跡は沼垂城ではなかったのですが、木簡が出た遺跡が残せないとすれば、我が新潟県はこの先、何も残せないのではないかという危機感も感じました。そうした位置づけは、それまでの期間、私が1980年から10年くらい様々な遺跡を調査しながら学んだことが大きかったと思います。ですから、活用ももちろんですが、把握・周知、調整、保存、さまざまな行政の局面では、地域研究というものが大きな力になる。逆に言えば、それがないといろいろな段階の行政はうまく作動しないということではないかと思います。

(2) 埋蔵文化財行政と研究の関係

次に、埋蔵文化財行政と研究の関係についてです。昨年の本講習会で行われた地域研究をテーマにしたレジュメを少し読ませてもらったのですが、やはり研究というのは、この仕事をやっているとなかなか前面に出せないという話です。それは、私自身も感じてきたことです。研究というとそもそも個人的な行為である、属人的なものだということがありますので、それは公務でやってはいけない、となるのだらうと思いますが、埋蔵文化財行政について言うと、これには3つの理由があるのではないかと思います。

まず1つは、文化財保護は考古学や歴史の研究を目的とはしてない、あくまでも文化財の保護のためにやっているのだという理屈があります。これは長岡さんのレジュメにも出てくる和田勝彦さんという文化庁に長くおられた方が明確に書いていますが、記録保存の調査も考古学の知識や手法、技術を使っているだけであって、考古学の研究のためにやってはいない。このことをきちんと理解していない人が多いということを和田さんは言われていたと思います。それはそうなのです。それはそうなのですが、文化財に関する研究がなければ文化財の意味は理解できません。文化財はそもそも文化財保護法の第3条に、「我が国の歴史・文化を正しく理解するために欠くことのできないもの」という定義も書いてあります。研究により文化財から見えてくる歴史と文化を明らかにすることで、文化財の保護につながるということだろうと思います。

それから、原因者負担で行われる記録保存の調査が発掘調査の大半を占めていることについてはどう考えるのかです。文化庁の2004年の調査標準の中で、「今日の考古学等の水準を踏まえた上で行う」としてしまして、報告書において遺跡全体の構造、性格、時期的変遷、地域における遺跡の歴史的な位置づけ等について総括として記述することを求めています。私はその当時、この標準を書いた側ですが、そう思います。

先ほど言ったように、報告書に事実記載だけにすると、その調査成果はほとんど使えないものになることは明らかです。後世にいろいろな形で使われるために記録保存をするわけですから、使える状態の報告書にしておくというのが、基本だろうと思います。

それから、文化庁の調査標準では報告書から「考察」というのがなくなりました。考察がなくなったから文化庁が研究をするなどと言っていると一部で誤解された人がいます。考察がなくなり「総括」というものが加わった理由は、考察という位置づけだと、個人研究のようなものが報告書の中に書かれるということがあったからです。従来の考察は、冒頭

に個人の名前が入ったり、本文に比べて分量がかなり長かったり、ほとんど報告書の内容とかかわらないものを書いてある事例などが実際ありました。かつて、記録保存調査の報告書が一般化する前からあった考察というものが、記録保存調査の報告書のなかにそのまま使われていった結果、考察というものの位置づけが個人研究も認めるような曖昧な位置づけになっていったと考えられます。

その一方で、膨大な、ボリュームのある報告書がたくさんあったのですが、ほとんどまとめがないものがけっこうあり、その結果報告の活用をうまくできないといったこともありました。そこで、「総括」という項目を設けて、調査でわかった成果をきちんとまとめるということにしたわけです。もちろん、考察は不要だと言っても、総括では地域研究の成果がないと、恐らくきちんとした総括にはならないだろうと思います。

それから、地域研究という言葉について少し言っておきますと、文化財の意義を究明するために行うのが、ここで言っている地域研究です。ただし、その地域のことをだけをやっているだけでは地域研究になるかというとそうではありません。かつての一部の郷土史のように、自分のところだけ見て、自分の地域の歴史がすばらしくて、よそはそうではないみたいな偏見はやはりまずいわけでして、広い視野での比較研究がその地域研究の中にも入るだろうと思います。ですから、地域のことをだけをやっているだけではよいというわけではないということも注意しておきたいと思います。

(3) 誰のための研究か

行政施策に伴う研究 それから、誰のための研究かということを最近少し考えるのですけれども、史跡指定の際は、今、文化庁も総括報告書というものを求めています。これはほとんどが地域研究、学術研究の成果です。史跡は文化財保護法に「歴史上、学術上価値の高いもの」と書いてありますから、学術的な価値で決まりますので、学術的な研究がないと史跡指定はできないということになります。したがって、学術研究はやはり重要ということです。例えば史跡などでそういった地域研究がしっかりなされると、それまで分かっていなかったことがかなり分かるようになります。そのことによって質の高い文化財になっていくのだということではないかと思っています。

世界遺産もあちこちで盛んですし、文化庁が推進している歴史文化基本構想、それから、歴史まちづくり法の計画にしても、いずれも地域研究というものがないとできないということになります。そういう中で地域史研究者でもある文化財の担当者がその自治体の中で果たす役割は大変大きいと思います。今はそういう成果を首長部局、首長が直接推進したいということで、教育委員会にあったものを首長部局にもってくるところが市町村では非常に多くなっています。とりわけ、地域の歴史文化をまちづくり、観光振興に使おうとするところでは、そういう動きが多いわけです。それは、私は非常にいいことだと思います。

この会場近くの日本大通りというのは幕末から近代につくられた道路だそうですが、登録記念物になっていますね。それから、この建物もそうですが、非常に古い建物が、建物の外側部分、ファサードというのではないかと思います。それを保存して中に新しい建

物を建てる。これは、なるべく古い物を残しながら新しい物を新たにつくっていくために
行っているもので、文化財保護がやっていることと共通します。ですから、こうしたまち
づくりなどは文化財や都市計画などが一体的にやるべきことだろうと思います。

その一方で懸念されるのは、やはり首長部局では保存というものにほとんど関心がない
とか理解がないこともあって、どんどん活用せよ、新しい物をつくれというような考えも
ないわけではない。したがって、そこで文化財の担当者が、いかに保存が重要であり、活
用の上でも不可欠であるということを首長部局に理解してもらうよう説明できるかどうか
が大変重要だろうと思います。一長一短があるだろうと思いますが、この辺のあり方は今
後注視していく必要があると私自身は思っています。

文化財に関わる人々のための研究 したがって、ここでいう研究行為というものは個人研究
とは違うということです。誰のための研究かという点、第一義的には現代の国民や住民、
市民のためものだと思いますし、文化財は過去から現在に至るまで様々な人が関わって
いることが多いので、その人たちのためでもあり、文化財を残した人々のため、さらにいう
と、将来の人々のためでもあります。これが研究の本質的な意味ではないかと思います。
研究行為が結果として文化財担当者の研究者としての成果となることはあったとしても、
その成果は、第一義的には行政に資するためのものだと思います。

文化財保護と研究との関係がきちんと理解されていないことが確かにあります。「文化
財行政に研究は要らない」というような主張は論外としても、公務と個人研究のけじめが
ついてない場合も見られることがあります。そういった批判を受けることがないように、
我々自身が注意をして自覚していかないと思います。

4. 文化財の本質と活用に必要な研究

(1) 文化財と過去・現在・未来

最後に、文化財の本質と活用に必要な研究とは何か、文化財と過去・現在・未来という
ことについてお話をいたします。文化財というのは、「過去の人々の営みを伝えるもの」
というのが一番わかりやすい定義ではないかと思っています。過去の時代にいろいろな
人々が生きる中でいろいろなものを造ってきました。それは、時代がたっていきますと、
どんどん変化したり滅失したりして量が減っていきます。例えば、1000年前のものであれば、
現時点で残っているものはかなり少なくなる。一方、100年前のものであれば、失われ
ているものはそれほど多くはないでしょう。ずっと減り続けるものを、文化財に指定する
ことによって、お金をかけて保存処理したり、解体修理したりしながら残していくわけ
です。過去のもの全ては広義の文化財ということができると思いますが、それに対して狭義
の文化財と言うと、保存しようとするものを限定して保護の措置をとっていく。失われて
しまわないように、法律で指定して、いろいろな技術とお金をかけて保護していくという
のが狭い意味での文化財だろうと思います。文化財には、過去のことを今の我々が手を尽

くして将来の人のためにも残しておこう、伝えていこうという思いが基本にあります。過去・現在・未来というこの時間の中で存在するのが文化財であり、そのように認識することが重要ではないかと思います。

ですから、先ほど言いましたように、今のことだけ考えて未来・将来を考えないと、保存というのは危なくなってきます。観光振興に前のめりになり過ぎると、やはり財産を食いつぶしてしまって、将来の人々がその文化財の価値を享受できないという結果になるということも考えられます。活用というのは、文化財の本質的な価値が保存される、確保される範囲でというのが原則です。そこで専門家が、文化財の本質的価値というのは何か、文化財の特質からいうとどこまでだったら活用できるかという線引きをするわけです。遺跡でいえば、史跡は下に保護しその上に整備するとか、遺跡の保存上そこに人が立ち入ってよいかどうかといったことがそれにあたります。下の遺構は保存に影響を与えないで将来に伝えていく、なおかつ、その遺跡の内容がわかるように整備・復元するということが求められます。やはり文化財という本質を考えれば、活用も重要ですが、保存を確保した上での活用だと思います。それを見きわめる責任は専門家である担当者がもっているということだと思います。

(2) 埋蔵文化財の活用と市民感覚

専門性という意味では、一つの地域であれば文化財担当者の中にも得意分野があつて、そういう人たちが協力・連携をする関係にあるのが一番理想的だと思います。1人で何でもかんでもできませんから、いろいろな専門分野をお互いに補いながらやる。そこで、その地域の中での連携ということを考えると、行政の研修だけではなくて、いろいろな研究会、地域単位の研究会もありますし、分野別の研究会もありますから、そういうところも重要な役割を果たしますし、市町村の間をつなぐ意味での都道府県の役割も大きいだろうと思います。

それから、文化財は、国民・市民がその意義を知ってこそ生きるわけです。一番典型的な例でいえば遺跡の解説が非常にわかりづらい。2カ月くらい前でしたか、朝日新聞の投書で、福井県の一乗谷に行ったけれど、そこに書いてある解説が大変難しくて意味がわからなかったというものがありました。58歳の方だったと思います。一緒にいた若い方も全然わからないと言っていたとありました。やさしい言葉で解説してほしいというのが投書に載っていました。そのとおりだと思います。専門家だけがわかる言葉では、専門家のための文化財になってしまいます。こうしたことは学芸員などの専門家に対する否定的な見方につながりかねないと思います。

それから、埋蔵文化財や遺跡は埋め戻しさえすれば、基本的に保存ができます。建造物だと、常にその建物をどう使うかということや、活用の在り方を一緒に議論していかないと保存もできないのですが、遺跡は埋めておけば何とかなるので、やはり意識的に活用することが重要だろうと思います。何よりも、遺跡の迫力というか、おもしろさというか、この土地にこんな歴史があったのだという驚きは、発掘現場が一番訴える力が大きいと思

います。現地説明会も、最近はあまりやられなくなっていると思うことがありますが、やはり発掘現場というのは非常に重要ですからその公開活用というものは重要だろうと思います。

第2表 各時代の営みに伴う多様な構造物

時代：	原始	古代	中世	近世	近代	現代
集落	—	—	—	集落	-----	-----
		宮殿・都城		城郭	-----	
				城下町（都市）	-----	
		寺社（法隆寺・東大寺）	-----			
		条里・溜池・用水	-----			

（3）現代の地域社会の成り立ちと文化財保護

最後になりますが、現代社会の地域の成り立ちと文化財保護ということです。今の社会、この横浜であれば幕末・明治で大きく変動して今の横浜の都市ができていきます。この場合は150年ですが、日本の県庁所在地は7割が城下町に由来します。そうすると、西暦1600年前後、近世初頭にできて400年の歴史をへて現代までつながっているわけです。

村にしても、1600年前よりは少し前に今の村が成立して、その位置を変えずに現代に至っています。レジュメに絵図を載せてあります。これは越後の国郡絵図と言うもので、上杉家に伝わり重文に指定されている絵図です。1597年の頸城郡くびきの部分で、ここに描かれている集落は、95%くらいが現在も確認できる集落です。したがって、16世紀末には今の伝統的な農村は存在するのです。新田村はもちろん後でできてきますが。そうすると、基本的に都市は1600年前後、集落はその前にできている。

現代人はそこに生活していますから、近世・近代の文化財というのは、現代の人々がアイデンティティーを感じる非常に重要な文化財になっていく。こういうことが、近世・近代の遺跡や文化財をどう扱うかという課題に結びつくわけですが、埋蔵文化財の場合は、中世と近世で取り扱いを分けているので、近世以降をほとんどやらないということが多いと思います。昨日報告があった熊本県の近世の道（清正公道）の話もそうだと思います。地域の人々が愛着を感じる文化財の扱いを、時代だけで切り捨てるということになれば問題にもなります。このことは、ほかの文化財ともあわせて、きちんと認識して対応していく必要があるだろうと思います。ですから、あくまでもこの会議は埋蔵文化財の講習会ですけれども、担当している皆さんの中では、他の様々な文化財を担当している人も多いと思いますので、トータルでどういう文化財保護が適切かという視点も常にもっておく必要があるだろうと思います。

国民・市民、専門家、行政の三位一体。私が常々よく言うことですが、国民・市民の要素を私自身が長く意識してこなかった反省があります。専門家や行政という立場で私はず



第1図 1597年の越後頸城郡：村落は現在とほぼ同じ

(東大史料編纂所1983『越後国郡絵図』)

つといたので、国民・市民にとって文化財はどうあるべきか、その役割は何か、ということについてあまり関心をもっておりませんでした。しかし、長く文化財とかかわって立場も変わってくると、やはり国民・市民・住民という方々がどれほど文化財というものに思いをもっているか、そこをきちんと理解しないとだめなのだと認識するようになりました。あくまでも主役は国民・市民・住民で、専門家・行政はそれを支援する役割だという姿勢を目指す必要があるかと思います。

5. おわりに

日本の文化財保護行政が本格的に始まって半世紀たちました。各地で様々な事情のなか、大変な状況のなかで組織をつくり、職員を採用し、役所の中でも様々な取組をして半世紀です。大きな変化も来ていますが、そろそろこの半世紀を振り返ると、何が成功したか、逆に何がまずかったかということも評価できるようになってきていると思います。今回の講習会のテーマにもなっている「地域研究」が、それぞれの地域の歴史・文化を、その地域の方々にどれだけ伝えられてきたかを左右しているのではないかと思います。

少し時間が超過してしまいました。まとまりのない話ですが、私の話はこれくらいにして終わりにしたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

【主要参考文献】

坂井秀弥 2008『古代地域社会の考古学』同成社

坂井秀弥 2013「遺跡調査と保護の60年」『考古学研究』238、考古学研究会

坂井秀弥 2016「近世以降の遺跡に関する取扱い覚書」『文化財学報』34、奈良大学文学部文化財学科

坂井秀弥 2017「埋蔵文化財保護とそれを支える研究」『Web版 文化遺産の世界』国際航業株式会社
(<http://www.isan-no-sekai.jp>)



平成 29 年度第 2 回埋蔵文化財担当職員等講習会の様子（福岡県吉塚合同庁舎）